

「9条に自衛隊」その先は

3日で日本国憲法の公布から71年。衆院選で与党が定数の「3分の2」を維持し、安倍晋三首相は憲法改正の議論を加速させようとしている。その柱が、憲法9条への自衛隊の明記だ。自衛隊違憲論を封じたいようだが、憲法学者に聞くとは単純ではない。そればかりか、9条の性格そのものが変質する危うさを指摘する声が上がっている。

憲法学者に聞く

多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が今なお存在する。『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ』というのは、あまりにも無責任。自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきだ
(5月3日、改憲を求める)
(集会に寄せたメッセージ)

『お父さん、憲法違反なの?』と言われた自衛官。彼から私は直接話を聞きました。大変悲しい思いになった、こんな一生懸命頑張っているのに、その状況を変えていく責任がある
(10月7日夜、ネット党首討論)

北朝鮮に対して24時間365日頑張っておられる、災害に対しては命がけで頑張っておられる自衛隊の皆さんについて、教科書に違憲論が載っている状況を一日も早くなくすべきだろうと考えた
(10月22日、NHK番組)

憲法への自衛隊明記をめぐる安倍首相の発言

違憲論消えぬ ■ 国民は見極める力を

「どんな条文になるのかわからないが、自衛隊の違憲性は問われ続ける」。水島朝穂・早稲田大教授は言

い切る。

憲法9条2項が戦力の保持を禁じているため、政府は「自衛のための必要最

小限度の実力」を持つことは許されるとして、自衛隊を合憲と説明してきた。「政府の説明でも、現状の自衛隊の規模や装備、能力が、必要最小限度の実力を超えていけば戦力にあたり、憲法違反となる。2項が残る以上、違憲論は消えない」

百八十度変更。学者らから「憲法違反」との批判を受けた。「政府解釈を元に戻し、専守防衛のラインに引き戻すべきだが、その根拠が失われる。軍拡をして

かわらず、安倍政権は無視を続けた。「憲法は守らなくてもいいもの、という空気を政権が作ってしまった。海外で首相は「法の支配」を強調し、国内では何ものにも縛られない権力を志向する。国家的な信用を失う事態なのです」

自衛隊明記の先に何が起ころうのか。安倍首相は語らない。「76条で禁じられている軍法会議のような特別裁判所を作ろうという流れになるのが自然だ。将来的には2項を削除し、自

「憲法を改正する根拠となる事実があるのか。改正でどんな効果が生まれるのか、見極める力が国民に求められる。自衛隊明記の提案があれば、私たちが国民投票で問うべき問題は、集団的自衛権の行使を容認した解釈変更の是非だ。否決されれば、政府解釈は元に戻し、安保関連法は廃止されることになるだろう」

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「戦力」の考え方 政府見解



一方で水島氏は「自衛隊の明記によって、2項は骨抜きになる」とも指摘する。安倍政権は2014年7月の閣議決定で、集団的自衛権の行使は許されないとしてきた政府解釈を

「この数年で『憲法』がまるで『ケンポー』に。ずいぶん軽い存在になってしまった」と語るのは、青井未帆・学習院大教授。憲法53条に基づき、野党が臨時国会を要求しているにもか

「9条の政府解釈を1つも動かさない」。6月の自

民党の憲法改正推進本部の会合で本部長だった保岡興治氏はこう発言したが、愛敬浩二・名古屋大教授は「憲法改正による法的な効果が変わらないのであれば、何百億円もかけて国民投票を行うのは、壮大な無駄だ」と語る。